# ロンドン事務所

## 【欧州の地方自治体、地域政府に対する経済危機の影響に関する調査報告書】英国

2010 年に経済・金融情勢は好転するという欧州連合 (EU) 及びその他の国際機関の予測とは裏腹に、欧州の地方自治体及び地域政府は、昨今の経済危機により、2010 年は 2009 年と同程度の、あるいは更に深刻な打撃を受けることを懸念している―――これが、欧州の都市・地域に対する経済危機の影響を調べた「欧州自治体・地域協議会 (CEMR)」による 2 回目の調査の主な結論である。欧州自治体・地域協議会とは、欧州 37 カ国にまたがる計 52 の地方自治体、地域政府の代表団体をメンバーとする組織である。今回の調査は、CEMR のメンバーのうち、32 の組織から提供された回答を基にしており、結果報告書は、2009 年 11 月 12 日に発表された。

## 調査の背景と方法

CEMRは2009年8月、全てのメンバー組織に質問表を送付し、上記の通り、そのうち32の組織<sup>1</sup>が回答を寄せた。質問の内容は、「欧州の都市・地域に対する経済・金融危機の影響」、「地方自治体、地域政府の2010年予算」、「地方自治体、地域政府への融資」「地方自治体、地域政府が提供する公共サービスに対する経済・金融危機の影響」などに関するものであった。

回答は選択式で、各質問にそれぞれの回答が占める割合は、次の二通りの方法で示された。

- (1)ある回答を選んだ組織の合計数が、回答を寄せた全組織中に占める割合で示す方法。
- (2)各組織が代表する国・地域の人口に基づき、ある回答を選んだ全ての組織が代表する人口数合計が、回答を寄せた全組織が代表する人口数合計に占める割合で示す方法。

以下の調査結果の項で掲げている数字は、一部を除き、全て人口数に基づいた統計結果である。

報告書では、回答結果がグラフで示されているほか、地図を使って、それぞれの回答を選んだ組織が代表する国・地域を色別で示している。報告書はまた、各国における地方自治体に対する経済危機の影響の具体的な例、及び自治体が講じた経済危機への対処策の例を紹介している。

なお、CEMR による最初の同様の調査報告書は、2009 年 4 月に発表された。第一回目も、今回と同じく、CEMR からの質問に対するメンバー組織の回答を基にまとめられていた。

# 調査結果

<sup>1</sup>回答は、以下の28カ国の組織から寄せられた(大半の国は一つの組織のみが回答しているが、英国、オランダ等は複数の組織が回答している)。

アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア共和国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国。

前回調査の2009年4月以降、各組織のメンバー組織である地方自治体または地域政府に対する 経済危機の影響がどのように変化したかを聞いた質問では、「影響が悪化した」との回答が76%に上った。「影響が薄れた」との回答は、ポルトガル、スウェーデン、ベルギー・ワロン地域のみで、わずか6%にとどまった。

また、2010年の経済情勢について地方自治体、地域政府が抱いている見通しについて聞いたところ、「経済危機の最悪な時期は既に脱しており、2010年は回復の兆しが見え始めると予測している」と答えたのはキプロス、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデンの4カ国の組織にとどまり、全体の6%を占めるにとどまった。一方、「経済危機は今後も続き、2010年の経済情勢は現在より悪化すると予測している」との回答は44%、「2010年の経済情勢は現在と変わらないと予測している」との回答は50%に達した。

地方自治体及び地域政府が、インフラ整備などの投資費用として金融機関から受ける融資について聞いた質問でも、結果は明るいものではなく、全体の 90%が、2009 年 4 月以降、「融資獲得が困難になった」または「融資獲得の困難さは変わらない」と答えた。公共部門による資金借り入れが、持続的な地域経済開発及びインフラ整備に重要な役割を果たしていることを考えると、今後、こうした状況によって、地域開発が長期にわたり遅延し、欧州の多くの住民が影響を受ける恐れがある。

調査ではまた、多くの地方自治体、地域政府が、歳入が減少している一方で、支出の必要性が高まり、財政難に陥っているという実態も浮かび上がった。各組織に、メンバー組織である地方自治体、地域政府の歳入のうち、特に減少した項目を選んでもらったところ、63%が「地方税からの税収」、56%が「中央政府からの国税の配分及び補助金」と回答した(これら2つの数字は、人口ではなく、回答した組織数に基づいた統計からのものである)。一方、地方自治体、地域政府による支出に対する経済危機の影響については、「支出が増えた」及び「変わらない」との回答が合わせて75%に達した。

地方自治体、地域政府の 2010 年向け予算については、大半の組織が、予算規模の拡大を予測していないことが分かった。調査対象の組織のうち 65%が、「予算規模は縮小すると思う」または「予算規模は変わらないと思う」との回答を選んだのに対し、「予算規模は物価上昇率を上回る拡大を示すと思う」と答えたのは、アルバニア、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、デンマーク、ノルウェーの組織のみで、全体のわずか 18%にとどまった(これら 2 つの数字は、人口ではなく、回答した組織数に基づいた統計からのものである)。

地方自治体または地域政府が提供する公共サービスに対する需要に経済危機がどのような影響を与えたかを聞いた質問では、「需要が著しく増えた」との回答が49%に上ったほか、「需要が高い公共サービスの種類が変わった」との回答が31%に達した。これはつまり、調査でカバーされた欧州の住民の8割が、経済危機に対応して、提供する公共サービスの規模、種類を、地方自治体または地

域政府が変える必要に迫られた地域に住んでいるということを意味する。需要が増えているとして挙 げられた公共サービスは、福祉手当支給、住宅関連支援サービス、失業者・ホームレス支援サービス、 金銭問題・債務関連の相談サービス、メンタル・ヘルス関連サービスなど、社会福祉サービスの分野 に集中していた。

CEMR のジェレミー・スミス事務局長は、報告書の序文で次のように述べている。

「調査全体を通して浮かび上がってきた全体の状況から、避け難い一つの結論が導き出された。 それは、欧州の公共部門は、2010年も、経済危機の影響を逃れ得ないということである。たとえ経済 情勢がある程度改善したとしても、公共部門の巨額の債務は残り、多くの地域において失業率も改 善しないと思われることから、欧州の地方自治体、地域政府は大きな負担にさらされ続けることになる だろう」

(本報告書は、CEMR による報告書「経済・金融危機: 地方自治体、地域政府に対する影響(The economic and financial crisis: Impact on local and regional authorities)」に関するCEMRのプレスリリースを基にした英文報告書の翻訳である)

## 【クイーンズ・スピーチで政府法案を発表】英国

2009年11月18日、国会の新たな審議期間(parliamentary year)<sup>2</sup>が始まり、ロンドン・ウェストミンスターの国会議事堂で、今回の審議期間中に審議予定の政府法案のリストを元首が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」が行われた。クイーンズ・スピーチの演説原稿は内閣官房長官が執筆し、女王は、上下両院の議員が見守る中、上院の玉座からこれを読み上げる。クイーンズ・スピーチは、1854年のビクトリア1世によるものが最初だが、国会の開会宣言は既に16世紀から元首が行っていた。

今回は、来春に実施されると見られる総選挙前の最後のクイーンズ・スピーチであり、野党からは、国の改革と言うよりは、選挙での票集めを狙いとしているとの批判を呼んだ。また、下院の審議開催日は選挙まで最大でも 70 日しかないため<sup>3</sup>、野党は、今回のクイーンズ・スピーチで発表された法案の大半が立法化の見込みがないことも指摘していた。

なお、来年は地方選挙が 5 月 6 日に実施されるため、総選挙もこの日に行われるとの見方が強まっている。1997 年、2001 年、2005 年に実施された過去 3 回の総選挙は全て、地方選挙と同日に実施されている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 国会の会期 (term) は、総選挙から次の総選挙までの間である。国会の審議期間 (「parliamentary year」または「session」と呼ばれる) は毎年 11 月中旬~12 月初旬に始まり、夏季休暇前の 7 月下旬に終了する。クイーンズ・スピーチは、新たな審議期間の開始時に行われる。

<sup>3</sup> 現行法の規定により、総選挙は遅くとも来年6月3日までに実施されることになっている。

今回のクイーンズ・スピーチで発表された政府法案の一部は下記の通りである。

- ・「児童貧困法案(Child Poverty Bill)」 2020 年までに英国における子供の貧困を撲滅することを中央政府の法的義務とする。この達成に寄与するための明確な義務を地方自治体に課す。
- ・「児童・学校・家族法案(Children, Schools and Families Bill)」 質の高い教育サービスの享受を公立学校の生徒及びその親の法的権利として規定する。公立小学校がより柔軟に授業カリキュラムを編成することを可能にする。16歳の義務教育修了時までに全ての生徒が最低1年間は性教育の授業を受けられるよう制度を変更する。各地方自治体は、学校に行かず、自宅で教育を受けている子供の登録システムを創設する。
- •「行政機構改革・統治法案(Constitutional Reform and Governance Bill)」 前の審議期間で時間切れとなり、持ち越しとなった法案。同法案の主な目的は、上院で世襲議員に与えられるために残されている議席を徐々に廃止することである<sup>4</sup>。同法案にはまた、深刻な違法行為で有罪となった者から上院議員の地位を剥奪することを可能にする、上院議員の地位を退くことを希望する者にこれを許可するなどの条項が含まれている。
- ・「犯罪・治安維持法案(Crime and Security Bill)」 反社会的行動、ドメスティック・バイオレンス (DV)、DNA 鑑定などに関する施策が盛り込まれており、「反社会的行動命令(ASBO)」に違反した 青少年の親に対し、「保護者命令(parenting order)」を発令するという内容も含まれている $^5$ 。また、駐車違反の車両取り締まりのための車輪止め(wheel clamp)取り付け業務に免許制を導入するとの 条項も含まれている $^6$ 。
- ・「平等法案(Equality Bill)」 貧困格差の解消を公的部門の法的義務とする。また、従業員数が 250 人を超える全ての組織及び企業に対し、男女の従業員の賃金格差について自主的に報告するよう求めている(自主的に報告する企業・組織が十分な数に達しない場合、2013 年以降、義務化される)。

<sup>4</sup>「1999 年上院法(House of Lords Act 1999)」の規定に従った上院改革の第一段階として、1999 年末に同院の世襲議員は 750 人から 92 人に削減された。この際、92 人のうち 90 人については、死亡した場合、上院議員への立候補を希望する世襲貴族のリスト(Register of Hereditary Peers)の登録者が立候補し、上院議員の互選で後任が決定されるというシステムが暫定的に採用された。新法案は、この選挙システムを廃止すると規定しており、世襲議員が死亡した場合、後任が選出されないことになる。残る 2 人について、司法省のウェブサイトは、「上院改革が完了するまでは上院議員の座を維持する」と記している。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 反社会的行動命令(ASBO)とは、公共物破壊や他人に対する迷惑行為などの反社会的行為を行う者に対して発令される裁判所命令である。こうした行為が継続しないよう、特定の場所への出入りまたは特定の人と会うことなどを禁止する。保護者命令もやはり、自治体の申請によって発令される裁判所命令であり、親に対し、子供のしつけ等に関してカウンセリングを受けることなどを義務付ける。

<sup>6</sup> 公道の駐車違反取り締りは地方自治体の管轄である。同法案には、民間企業が行っている私道での違法駐車車

- ・「洪水・水道管理法案(Flood and Water Management Bill)」 「内水氾濫(surface water flooding)」で呼ばれるタイプの洪水への対処を地方自治体の法的義務とする。不動産開発業者及び建築業者に対し、新規住宅建設プロジェクトにおいて、洪水からの被害を最小限に留める排水設備を各住宅に取り付けることを義務付ける。
- ・「在宅高齢者ケア法案(Personal Care at Home Bill)」 重度の認知症患者など、特に介護の必要性が高い 28 万人の高齢者に対し、無料で在宅ケアを提供する。現在、介護費用が免除されている 16 万 6000 人の高齢者は、今後も引き続き、無料で高齢者ケアを受けられるものとする。日常生活上の支援を必要とする高齢者が、在宅のままケアを受けることを可能にするための自宅への介護機器の取り付け等に資金を拠出する。

## 【「承認制度」の規模縮小と政府の条例承認権廃止の提案】英国

ジョン・デナム・コミュニティ・地方自治相は 2009 年 10 月 27 日、地方自治体による地域の問題への対処プロセスの迅速化、簡素化を目的として、「承認制度 (consent regimes)」の数の削減と、中央政府が有する条例承認権を廃止するとの計画を明らかにした。コミュニティ・地方自治省は、同計画が実現すれば、地方自治体は、中央政府からの承認を待たずとも、地域の優先課題に取り組むことが可能になると述べている。同省は現在、この計画に対する意見集約作業を行っており、自治体及び自治体関係者などから意見を募っているところである。

承認制度とは、地方自治体が特定の業務を行う際、中央政府の承認を得ることを義務付ける制度である。現在、自治体が行う52の業務について承認制度が存在し、例えば、学校用地の売却、5校以上の公立学校が参加する「学校連合」®の設置、「樹木保護命令(Tree Preservation Order)」9の取り消しまたは変更、「タクシー認可ゾーン」10の統合、家畜の脱出防止用柵の設置または撤去などについて、中央政府の承認を得ることが求められている。

政府は、定期的に承認制度の見直しを行っている。1997年には、当時合計 196に上っていた承

両に対する車輪止め取り付け業務を免許制にするとの規定が盛り込まれている。

<sup>7</sup> 内水氾濫とは、短時間の間に多量の雨が降ることにより、排水施設の排水能力が追いつかなくなり、水が地中から地表へ溢れ出すことで発生する洪水のこと。河川の氾濫、堤防の決壊などによって起こる「外水氾濫」と区別される。 8 「2002 年教育法(Education Act 2002)」の施行により可能になった公立学校間のパートナーシップの形態。資金の効果的な利用、生徒の学業成績の向上、学校運営への地域の関与向上などを目的とする。連合に所属する複数の学校が理事会を共有するのが運営するのが基本的な形式で、教師、職員、授業カリキュラム、施設の共有などが行われる。

<sup>9</sup> 重要な価値を持つ特定の樹木、森林地帯の保護を目的として地方自治体が発令する。「樹木保護命令」が適用されている樹木または森林地帯内の樹木を自治体の許可なしで伐採したり、枝を切り払うなどの行為は違法である。
10 自治体から営業許可を受けたタクシーが、乗客を拾うことを許可されている自治体管轄地域内の特定のエリア。特定の「タクシー認可ゾーン」で乗客を拾うことを許可されたタクシーは、同じ自治体の管轄地域内であっても、別の「タ

認制度の見直しが行われ、更に 2006 年 3 月には、内閣府と副首相府<sup>11</sup>が共同で、「承認制度 - 不必要な規制の削減(Consent Regimes - Reducing Unnecessary Bureaucracy)」と題する文書を発表し、承認制度の数及び規模の縮小を提案した。前段落で述べた通り、今年までに承認制度の数は 52 に削減されているが、政府は更に、残りを一部統合または廃止することにより、最低でも現在の半分の数にまで減らす意向である。しかし政府は、国によるコントロールを維持することが自治体及び地域住民の利益になると判断する分野については、承認制度を維持する意向を明らかにしている。

一方、条例(byelaws)とは、地方自治体またはその他の組織が、議会法によって付与された権限のもとに策定し、国務大臣が承認した法規である。条例は、適用される地域内においてのみ拘束力を持ち、一般に、特定の場所においてある行動が行われることを義務化するか、または特定の行動を禁止することを目的としている。条例の違反に対しては罰金が科されるが、現制度下では、条例違反に対する罰金支払い命令を発令できるのは軽罪裁判所(Magistrates' Courts)に限られている。

現在は、自治体による条例の発令及び廃止の承認権を中央政府が有している。しかし、2007 年 11 月施行の「2007 年地方自治、保健サービスへの住民関与法(Local Government and Public Involvement in Health Act 2007)」は、自治体による条例制定・廃止のプロセスを簡素化するための二次立法を制定する権限を国務大臣に付与していた。この二次立法が成立すれば、地方自治体は、中央政府の承認なしで、条例を制定または廃止できるようになる。ただし、新制度下では、条例の制定前に、自治体はその内容について地域住民の同意を得る必要があるとされている。しかし、メンバーが住民による直接選挙で選ばれていない公的組織12が制定する条例については、今後も政府が承認権を保持することになる。

コミュニティ・地方自治省は、この計画を発表した声明の中で、これまでに、承認制度が存在すること、または中央政府が条例の承認権を保持していることが理由で、地方自治体による地域の問題への取り組みに遅れが生じた等のケースの例として、下記を挙げている。

・イングランド南部ウェスト・サセックス県ワーシング市 (Worthing) は、同市内の海岸遊歩道での自転車走行を禁止した。これを受け、住民が禁止措置の撤回を求めるキャンペーン活動を行い、自治体は、住民との包括的な意見集約作業を実施した。その結果、禁止措置撤回が決定されたが、その実行には中央政府の承認獲得が必要であった。政府からの承認を得て 2009 年 8 月、海岸遊歩道での自転車走行が再び許可された。

・イングランド北東部ニューカッスル・アポン・タイン市(Newcastle-upon-Tyne)で、地元住民と小売店経営者が、市内の歩行者専用エリアでスケートボード遊びが行われているとして自治体に苦情を

クシー認可ゾーン」内では乗客を拾うことはできない。

<sup>11 2006</sup>年5月に廃止。

<sup>12</sup> 大規模都市で公共交通サービスに関する計画策定等に責任を有する「乗客輸送エグゼクティブ (Passenger Transport Executives) | などの組織を意味する。

申し立てた。自治体は、住民との包括的な協議を経て、新たなスケートボード場の建設を決定した。 しかし、当該の歩行者専用エリアでのスケートボード遊びを禁止する条例の制定に、政府の承認を 得なければならなかった。

・パリッシュ<sup>13</sup>が設置されているウェスト・サセックス県ウッドマンコート地区(Woodmancote)で、子供用の遊び場に若者、大人がたむろし、迷惑行為などの反社会的行動を行うことが問題となっていた。同地区のパリッシュは、この問題に対処するための条例の制定に、中央政府からの承認を獲得しなければならなかった。条例は、パリッシュからの申請の翌月、政府の承認を受け、施行された。

・エセックス県ローフォード地区(Lawford)では、同地区のパリッシュが運営している公共運動場で、一部の利用者が使うリモコンカーが他の利用者にぶつかるなどして怪我を負わせるという問題が発生していた。同パリッシュは、この問題が起きている特定の運動場でのリモコンカー使用を禁止する条例を制定するため、中央政府の承認を獲得しなければならなかった。条例は今年初めに中央政府が承認し、施行された。

デナム・コミュニティ・地方自治相は、今回の計画の発表に際して、次のように述べた。

「地方自治体は、地域住民の利益のために戦うことが可能であるべきである。しかし、そのために中央政府の承認獲得を強いられることは、本当に重要なのは地域住民の意見であることを考えると、不必要な規制のように感じられる場合もある」

「国の法律で地域の問題を解決できない場合は、地域住民とコミュニティの利益を代表して、効果的に、断固たる態度をもって問題に取り組むために必要な権限を自治体の指導者たちが備えていることが重要である」

「自治体の指導者たちは、ひとたび地域コミュニティの合意を獲得すれば、後は問題への対処を 任されるべきである。その問題に全く馴染みがないかもしれない政府官僚からの承認を待たされるの ではなく、問題の解決を委ねられるべきである」

#### 【ベルリン都市州の行政改革:サービス都市を目指して】ドイツ

イエンス・テッスマン ポツダム大学地方自治研究所 イルメリン・キルヒナー訳

1. サービス都市ベルリン 2011 年計画

2007 年からベルリン市は、将来への挑戦として、「サービス都市ベルリン」という新しい総合戦略に

<sup>13</sup> 地域共同体的な性格を持つ法律上の準自治体(Sub-principal)。

基づく改革を進めている。「よりよいサービス及びよりよい質」というモットーの下で、行政全般を簡素化し、質を高め、市民により身近で効率的なサービスを提供することを目指している。経済的な効率向上の他、行政活動の効果及び市民が求めるサービスの質の向上が改革の目玉となっている。

この新しい改革戦略は、以前進めていた行政改革プログラムを基本にしており、今回は次の段階に移ることを目指している。前の改革では、行政内部に着目し、行政組織の構造改革を追及していたが、今回は行政活動の最終的な対象であるサービスを受ける市民と企業が中心となっている。すなわち、経営学的な手法を取り入れた行政内部の新しい管理方法に、外部に向けた政策改革が加わったことになる。しかし、ベルリン都市州は財政赤字を抱えており、また、前回の改革後もなお分裂した行政組織間の調整問題を抱えているため、ベルリン都市州の財政健全化及び行政構造簡素化については、引き続き今回の改革計画でも重点事項となっている。

戦略面としては、不要な規制の緩和、行政手続きの簡素化が全体的な目標となっている。そのため、全体の業務や行政構造全体を見直す作業が進められている。コミュニケーション構造の改善と決定 過程の簡素化、また業務の範囲をよりはっきりさせることを目指している。その実現のためには、市役 所本庁と区役所との間の密接な協力が求められている。既存の事業と新しい改革事業の実施のため に、次の 4 つの分野に集約して、調整作業を行い、相乗作用を発揮できる制度を確立しようとしている。

- ① 「市民や企業に対するサービス」の分野は、改革の中核である。最終的な目標は、市民生活及び企業立地条件の向上である。
- ② 「活発な市民社会」の分野においては、市民のボランタリー活動を支援することにより、市民と住環境の関係の強化を目指している。
- ③ 「戦略と運営管理」の分野においては、90 年代に進められた改革プログラムの考え方を引き続き取り入れている。ここでは、都市全体に影響を与える構造的な計画と行政の運営管理(過程管理を含む)に一括して取り組む。
- ④ 「行政の効率と人事管理」は最後の分野であるが、特に③と④の分野では関連性が強い。④の分野では、ベルリン市の財政難、社会的変動及び政治的指導により変化する業務に配慮が求められているため、特に注意が必要である。国際色豊かな首都圏地域において、行政内部にも異文化理解を進めることが重要となっている。

行政組織の効率化のために、引き続きフラットな構造を追及し、残っている重複をなくそうとしている。 サービス提供は、一方ではコミュニティーに対応する必要があり、他方では統一した基準を満たすこと が要求される。サービス提供のための組織形態、またサービス提供の頻度などについては、高度な 品質と経済性を選択基準とする。具体的には、同じようなサービスの提供が、実質的に行政内部組 織からでも、外部の組織からでも提供が可能である場合、その結果が同じであったかどうかの比較検 討は、行政評価制度により監査される。

人事の面では、行政職員の知識とスキルを向上させ、自己責任と献身を促進させることを目指して

いる。従って、行政全体の文化、組織的発展、人事指導の行動(上司の行動)及び知識管理をそれに合わせる必要がある。

改革プログラム中の個別事業のための財源は、全体の期間に対して総務部からも、区及び他の関係組織からも共同で投資される予定である。改革の進行を管理・調整するために、都市州政府の事務次官が委員長を務める委員会が設立された。内務・スポーツ省は行政改革全般、情報及び広報の全体的管理および都市州全体における人事管理の最高責任を負っている。当省では、自ら事業開発も行うほか、外部とのパートナー事業も提案される。他の行政組織での事業の実施のための支援策も取っている。それは、例えば改革の方法や「事業手引き」のような具体的な執行策についての情報提供である。さらに、情報交換の支援も行なっている。

この「サービス都市ベルリン」の2011年計画は、2011年まで実施され、2011年に最終報告が予定されている。中間報告は2008年、2009年及び2010年にそれぞれ発表されることとなっており、現在、2009年6月までの中間報告が発表されている。

#### 2. 2009年6月の改革実施状況

2009年6月(中間報告書出版時)までに、分野全体では、42件の事業が実施され、69件の事業が 今なお進行中である。改革の成果としては、「ワン・ストップ・ショップ・共同サービスセンター」を活用す ることにより、市民にとって行政サービスがより身近で使いやすいものとなっている。「電子自治体」に も力を入れており、情報、通信、行政手続きのすべてにおいて、電子化が進んでいる。また、行政内 部では多文化的背景を持つ市民への理解度も高まっている。

具体例をあげると、今年からベルリン市のすべての行政機関が単一電話番号(115 番)を使用することとなり、市民は、内容に関わらず 24 時間問い合わせをすることが可能となった。電話サービス・センター(115 番)を通じて、あらゆる支援を求めることができるようになったわけだ。情報が継続的に追加されるデーターベースを使って、質問の大半は最初の電話で回答ができるようになっている。できない場合は、正しい組織や関係者につなげることとなっている。ベルリン都市州においても、EU サービス指令による「単一受け入れ窓口 single point of contact」設立が進められているが(月例報告 2008年11月参照)、そのためには技術的、構造的な条件を満たす必要がある。

「単一受け入れ窓口 single point of contact」を通じて、サービスを提供したい企業・自営業者は、そこですべての情報がもらえ、また必要な手続きも行われるようになる予定である。市民にとって必要な許可手続き等にも、同じような単一窓口を設置する予定であり、電子的なモニタリング制度により、従業員及び市民のフィードバックを活用し、業務をできるだけ簡素化する方法を採用する。区における市民サービスを統一するため、共同の戦略を開発し、さらには共同の基準から新たな発展を目指す。

その他電子化される業務は、起業(自営業設立)に関係するサービスである。専門のサイト「スタート・センター」を通じて、相談が行われるほか、起業に必要なすべての行政手続きが電子的に行われる。すでに 1900 件の企業が、このサイトを通じた手続きで設立された。他にもすでに頻繁に利用されている行政サービスとして、営業登録の検索や自動車登録手続きがある。このような電子自治体サービスはさらに拡大される予定で、戸籍の電子化や EU 全体の住民登録制度に関する問い合わせも電子化される見込みである。

建築許可の電子化も進んでいる。2009 年末までに、全区において関係する部局を連携させ、許可に必要なすべての手続きが一度に完了できるようにすることを目指している。行政内部で既に利用されている予算ソフトや地理情報ソフトに建築許可手続きソフトを関連させ、地図や図形を含む資料すべてをスキャンして電子化することになっている。

2008年4月から2009年3月までに、電子自治体の事業としては、ベルリン司法改革、保健分野の 資格試験への申請、ベルリン都市州とブランデンブルク州の消費者保護のサービスの統合、ベルリン 地理情報ウェブサイトの設立及び土地台帳の電子化が完了している。郵便投票の電子化、個人によ る住民登録問い合わせの電子化、転居届けの電子化は現在整備中である。

その他に今回の改革事業では教育の強化を目指している。その中には、学校行政の規制緩和、教員配分人事計画の改善、国民大学(成人教育)や音楽学校の改革が含まれている。

また、各行政区間のサービスの相違を調整し、施設や責務に関する共同基準を作成することを目指している。区内では、商店街、デパートなど人が多く集まる公共の場所に、一時的なサービスのための出張所を置き、市民に近い所で柔軟性のあるサービス提供を行っている。

多文化共生への対応に関しては、外国人を対象とする行政職員の研修等により、異文化理解や顧客意識を改善することに成功した。また、就職斡旋のプロセスにおいて、移民背景を持つ求職者のニーズに応えるための政策が導入された。これにより、職業安定所(JobCenter)の業務が多様な要望に対応できるようにしている。専門別の研修以外でも、将来的に、異文化理解は、ベルリン市の人事開発・研修の一部になる予定である。従って、職員に要求されるスキル、採用過程、そして人事評価方法には今後変更が生じることとなる。

活発な市民社会とするため、住民の社会参加のための、活動範囲を拡大させることも目標とされている。住民は、公的機関によって提供できないサービスを代行的に行う単なる「ピンチヒッター役」ではなく、業務やサービスの形成にも参加できるようにする。社会の結束度を高めるためには、市民の自発的な取り組み、任意性、自己責任、信頼関係及び相互支援が重要である。しかしながら、このような仕組みを支援する財源は依然として限られているが、住民の貢献について明らかになるように努められている。また、様々な市民参加事業の互いの連携やモデル事業は、特に支援される予定である。

#### 3. サービス都市ベルリンの 2016 年将来像

サービス都市ベルリンの計画を更に発展させるため、ベルリン市は、ドイツ都市研究所(DIfU)に、2011 年以降から 2016 年までの改革構造に関する草案の作成を依頼した。そして 2009 年 2 月にその案が発表され、その中にはベルリンの行政戦略案が含まれていた。その草案の主な内容は以下の通りである。

- ① 現在、数多くの改革事業が、それぞれの部署ごとに分離された形で、単独で行われている。その 部署間の調整を行い、お互いの関係を強化させるために、中心的な役割を果たす「改革管理 者」の役職の設置を提案する。改革管理者は、革新されるべき事項の土台を広げ、改革事業に 関する情報交換の促進を可能にする責務を有する。
- ② 財政危機にある一方で、改革のためには投資が必要であるというジレッマを乗り越えるためには、政治による優先課題をより明確化した決定、「投資対効果原則 Return on Investment」の採用、そして市民との協力体制が重要である。この最後の点は、「活発な市民社会」という改革目標にも関連しており、ドイツ都市研究所では、住民がもっと多くの公における社会の意思決定過程に参加することは基本的によいことであるという前提で論じている。積極的な住民参加により、サービスの提供内容をニーズに合わせてもっと細かく設定でき、そして業務評価により質を改善することができると期待されている。住民参加の具体的な形は、区ごとの住民の活動可能性が決め手となる。社会的基盤がしっかりしている地域では、住民参加は多様な形であらゆる分野に及ぶが、社会的基盤が弱い地域では限りがある。
- ③ 情報やコミュニケーションの技術がもたらしている変化に適応するため、「電子自治体計画」の継続として、総合的且つ中心的電子自治体戦略を策定することを提案する。そのために、最高情報責任者(Chief Information Officer, CIO)の役職を設置し、そこで全行政組織のすべてのIT関係業務を調整管理させる。これから制定されるベルリンの電子自治体に関する法律を通じて、電子行政における手続きを定め、また紙の申請書より電子的な申請手続きを優先させることを明確にすることを提案する。様々な申請個目の専門的な取り扱いはバック・オフィスで行い、市民に直接対応を行うための共同サービス・センターの設立を目指す。頻度の多い行政手続きについては、規格化できるか否かを調査し、電子的な手続きを導入できるか否かを検討する。

さらに電子自治体分野において、すでに電子化されているサービスについては、インターネットに自宅からアクセスできない住民のために、それを市民サービス・センターで利用できるよう提案している。これにより、インターネット利用者と非利用者の間でのギャップを防ぐこととなる。また、すでに進めているサービスの集約を更に推進し、できるだけ単一のサービス・センターやインターネット・サイトで手続きができるようにすることを目指す。目標は、「ワン・ストップ都市」という概念であり、つまりすべての行政手続きは一つの窓口でできるという構造である。すでに存在する中心的な窓口やインターネット・ポータルを更に統合し、このような「中央サービス局」では、オンライン、文書、電話または直接訪問すべてでのやり取りができるようにする。

「中央サービス局」では、バック・オフィスにおける個々の申請の取り扱いに対する優先順位も決定する。このため、そこで働く職員には、多文化理解研修などが必須となる。「中央サービス局」を成功させるには、「中央化」と「分離・分権化」を合わせて考える必要がある。バック・オフィスで処理できる業務については、共同のインフラ、ソフトやオンライン・プラットフォームなどを利用しながら中央に集約し、基準に沿った比較的容易な手続きで共同サービスセンターにおいて処理することとなる。一方で、市民へのサービス提供そのものは、できるだけ個人の身近なところまで持っていく必要があり、これに関しては分権が必要である。従って、それぞれの行政機関における業務を見直し、市民が一番利用しやすい形で組み直すこととなる。

新しい「サービス都市ベルリン」の概念では、すべての市民に対する行政サービスについて、住民が住んで、活動している、コミュニティーそれぞれの特徴が現れている「社会領域 Sozialraum」に適応させることが重要となっている。市の行政機関は、市民が「請願する立場」で行政に接するのではなく、行政は市民のそれぞれの生活状況に合わせて、適切な行動や支援を自発的に行うこととする。その地域で活動する人は、行政と協力し、または行政の支援を受けながら、自分の地域の「社会領域」について責任を負う。このようなアプローチにより、時間がない人、または精神的・身体的な理由から今までコンタクトが取りにくかった住民との連携の改善も図ることができる。

ベルリン市のこれまでに現れた社会の分裂、分極化及び断片化をこれ以上避けるために、市行政が提供するサービスについては、融合を促す性質が求められている。社会的に排除されているグループにも、社会参加を可能にすることが最終目標である。この総合戦略の下では、生涯教育のネットワーク作り、高齢者支援対策、青少年支援対策、ドイツ語習得支援、スポーツ活動支援などが行政の支援を受ける。学校などの公的機関は、コミュニティーで活動している協会や市民団体と協力すれば、プラスアルファの効果を生み出すことができる。

また、人事部門においては、多文化共生への適応が重点課題である。この目標は、移民の背景を持つ職員の採用増加、あるいは在籍職員の教育・研修などにより実現できる。このような政策は、区の実情に合わせて実施すべきである。

多文化理解は一つの面にすぎないが、ベルリン市のこれからの発展に関わる世界に開かれたイメージ作りは、重要な戦略である。国際的な大都市であるベルリン市にとって、国際競争における経済的な成功には、教育水準が高い外国の専門家や、逆に資格を持たない移民達の社会への融合が鍵を握っている。区の内部構造や、行政組織構造上でも移民の融合を現在より促進し、成功させる必要がある。成功させるためには、ドイツへの移住の形態と移民グループの特徴がもたらすそれぞれのニーズをより細かく把握し、これに応える必要がある。一定期間のみ移住者は、出身国の代表者(大使)として見ればよい。将来の国際協力の成功は、新しく革新的な融合政策が促進され、貢献することにかかっている。

また、社会の人口変動も新たな挑戦課題である。高齢化が進む中、移民人口の年齢は平均より若

くなっている。従って、区の人口年齢構造状況に合わせたサービス提供が不可欠となる。年金生活者には、貢献できる範囲で区におけるコミュニティー活動にボランティア参加を促す努力が必要であり、世代間の相互理解及び移民である住民と元からの住民との間の協力関係についても改善する必要がある。人口減少がもたらす専門家不足に対応するため、若者の教育基準を高めることも緊急課題となっている。

行政全体に関するドイツ都市研究所の意見は、柔軟性を高め、職員一人当たりの能力向上および決定権の拡大を目指し、市民にとっては行政手続き等による負担が軽減されることを理想像としている。また、規制体制の質の改善も目標とすべきとされている。

このドイツ都市研究所の「サービス都市ベルリン 2016 年構造」に関する草案については、行政の担当部と協力しながら、結果を評価した後、全体的な実施戦略を策定し、2011 年から 2016 年までの具体的な事業を構築することとされている。

### 【参照】

- ドイツ都市研究所 2009 年、「サービス都市ベルリン 2016 年。社会状況変化の適応するための市の 行政サービス構造への要求について」; DifU-Impulse 報告書 2009 年
- Deutsches Institut für Urbanistik GmbH (Difu), 2009, ServiceStadt Berlin 2016. Anforderungen an die zukünftige Ausgestaltung der Leistungs- und Serviceangebote im Land Berlin unter sich ändernden Rahmenbedingungen. Difu-Impulse 3/2009. 208 Seiten.
- ハルムス・J.、2006年、章「ベルリン市の行政改革の中間報告」; ヤン・W.,レーバー・M.,ウォルマン・H.;「パブリク・マネージメント: 基準、効果、批判。ライハルト・C.の65歳を祝う記念論文書」 p.335-347
- Harms, Jens, 2006, Die Verwaltungsreform in Berlin eine Zwischenbilanz. In: Jann, Werner/Röber, Manfred/Wollmann, Helmut, Public Management Grundlagen, Wirkungen, Kritik. Festschrift für Christoph Reichard zum 65. Geburtstag, Seite 335-347.
- ベルリン都市州政府、内務・スポーツ省、2007年「サービス都市ベルリンのプログラム」
- Senatsverwaltung für Inneres und Sport, 2007, Programm "ServiceStadt Berlin". 8 Seiten.
- ベルリン都市州政府、内務・スポーツ省、2009年、「サービス都市ベルリンの改革プログラムについてのベルリン政府及びベルリン州議会への第2報告書」2009年6月、319ページ
- Senatsverwaltung für Inneres und Sport, 2009, Modernisierungsprogramm ServiceStadt Berlin. 2. Fortschrittsbericht an den Senat und das Abgeordnetenhaus von Berlin. Juni 2009, 319 Seiten.
- ベルリン都市州政府、内務・スポーツ省、2009 年、「サービス都市ベルリン: 行政現代化の進行状況 と展望について」、30ページ

Senatsverwaltung für Inneres und Sport, 2009, ServiceStadt Berlin. Stand und Perspektiven der Verwaltungsmodernisierung. Broschüre. 30 Seiten.

## 【ドイツの都市が新連立政権の政策に対する評価】ドイツ

ドイツで新しい連立政権が構成される際、政党間の交渉に基く「連立協定」が必要であり、これが締結された後に、新連立政権が発足する。この連立協定は、基本方針を明らかにしている政策プログラムであり、政府のこれからの活動を評価する上で最も重要なものである。2009年10月26日にキリスト教民主同盟(CDU)と自由民主党(FDP)の間の連立協定が成立したが、ドイツ都市会議(Deutscher Städtetag)では、11月5日に地方自治体に影響を及ぼす重要な政策について、詳細なコメントを発表している。

ドイツ都市会議が最も懸念している問題は、多くの都市で悪化し続ける財政状況である。現在の不況は、もちろん都市の歳入にも現れている。税収だけでなく、その他の手数料・使用料の収入も減少傾向にある。最近明らかにされた税収見積もり調査によれば、地方自治体の主な税源である営業税の収入だけでも 18%減少すると見込まれている。一方、社会福祉分野における歳出は増加中であり、東西ドイツ統一直後と比べれば、約2倍になっている。

ドイツ都市会議の会長を務めるフランクフルト市のペートラ・ロート市長は、次のように述べている。「地方自治体は、市民が期待するほとんどすべての公的サービスについて重要な責任があること、または企業に対してもサービスの義務を負っていることを深く認識している。特に経済危機の状況下においては、地方自治体は、長期的失業対策、保育や教育、コミュニティー融合政策、そして看過できないインフラ整備やライフライン・サービスの提供もできるようにしなくてはならない。人々は、住んでいる場所での地方自治体サービスに期待している。」

この観点から、連邦政府が提案した減税政策、すでに長い間論争の対象となってきた長期的失業者に対するサービス、そして児童保育・保護政策については、地方自治体側から批判されている。

まずは減税政策である。連邦政府は市民及び企業の税負担を軽減することを予定しているが、都市からは、この政策は都市の財政基盤状況を無視していると、批判されている。一般的には、減税対策がすべて不可能というわけではないとしながらも、都市の財政状況を悪化させる結果となる減税政策には、やはり賛成できないと主張している。政府の減税計画では、企業に対する減税は間接的に都市の収入減につながり、または2011年から予定されている所得税の減税についても、所得税が自治体にも特定の取り分がある共同税の一部であるため、やはり都市の税収に響くこととなる。また、メルケル首相が今年の春に、都市の重要な税源である営業税には、変更を加えないと約束したこともあり、ドイツ都市会議は新たな営業税改革計画に強く反対している。

都市の立場からは、現在にいたるまで法的環境が整っていない長期失業者に対するサービス事情についても、非常に不十分であるという認識である。連邦憲法裁判所の 2007 年 12 月の判決により、現在行われている連邦雇用庁と地方自治体との共同でサービス提供は憲法違反だとされており、その体系を変更しなければならない。しかし、現在に至るまでその状況は解決されていないため、共同作業でサービスを提供している自治体の法的立場は不明である。都市は、政府がこの状況を早く改善し、どのように都市と連邦雇用庁とがサービスに係わるかについての法的基盤を定めることが緊急課題だと考えている。長期失業者は、良いサービスを必要としており、組織の問題でサービスが提供されなくなる危険にさらされるというのは許されないことである。

児童保護・保育サービスも、連邦政府、州政府と地方自治体間で論点となっている。連邦政府は、 児童保護・保育サービス改善、つまりサービス増加を要求しているが、実際に提供する地方自治体 への財政措置は不十分であると地方自治体は主張している。特に、地方自治体はすでに 3 歳以下 の児童を預ける施設を増加させる等かなりのサービス改善を行っているが、2013 年からは、親が子供 を預けることに対する法的権限を持つこととなるので、その時点で生じるであろうすべての要求に応え る水準を達成するために新たな投資が必要であり、連邦政府及び州政府からの更なる財源移譲が 不可欠である、とドイツ都市会議は強調している。

都市の要求に連邦政府が対応するかどうかは、現在のところ不明である。今年の春に地方自治体の3代表組織は、連邦の立法過程における地方自治体の参加権を強化することを求め、地方自治体に関係する法案については、参加権を法律化すべきという要求を行ったが、これに対しても、連邦政府は受け入れ姿勢を示していないことを考えれば、この新しい要求に果たして耳を傾けるかどうかは疑問である。

## 【参照】

Deutscher Städtetag im Internet, Pressemitteilung 5.11.2009, "Deutscher Städtetag zum Koalitionsvertrag und zur Finanzkrise";

http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressedienst/artikel/2009/11/05/00657/index.html

#### 【「全国都市発展政策」の進捗状況】ドイツ

2007 年にドイツが EU 議長国を務めていた時期、都市政策は特に注目していた分野であった。以前から、「都市についての同意」(ロッテルダム市 2004 年) や 2005 年の「ブリストル市協約」など、都市政策をテーマにした協定はあったが、これらを基盤にした「欧州の持続可能な都市ライプチヒ宣言」が、2007 年 5 月に発表された。この宣言で、EU は初めて都市開発における公的政策を持つことになった。各国は、その下でそれぞれの都市政策を展開することとなる(月例報告 2007 年 6 月、2008 年 4 月参照)。

ドイツにおいては、ライプチヒ宣言に続いて、連邦政府が州と地方自治体、そして学術機関及び基金などと協力して、「全国都市発展政策 Nationale Stadtentwicklungspolitik」を発表し、連邦交通・建設・都市問題省がこれを担当・支援している。この政策の下で「都市」をテーマに幅広い分野で活躍する専門家や、関心のある人すべてを巻き込む様々な活動を推進していく。「全国都市発展政策」は、一つの文書でまとめられた戦略ではなく、時間と共に議論や事業を通じて発展する政策過程である。都市や都市の発展に関係する政治家、都市計画専門家、学者、企業、そして市民社会で活躍する団体、教会、労働組合等すべて参加するように呼びかけられている。

「都市」というのは、変わらず存在するものではなく、新しいことを吸収しながら変化するものであり、「もの」というよりも「過程」である、という考えが「全国都市発展政策」の基本的な哲学である。様々な事業、そして会議や分科会を通じて、「欧州の都市」という概念を生きたものにすることを目指している。政策の目標は、平等で、共同的で、持続可能な、そして美しい都市を形成することである。

昨年の報告時点では、5 つの分野において事業が進められていたが、それに「都市は経済のエンジンである」というテーマが加わり、現在では6つの分野でさまざまな活動が繰り広げられている。以下では、その分野ごとに説明し、いくつかの活動事例も紹介する。

#### ① 市民の活動を促す・市民社会の形成

政治や行政は都市開発の枠組みを作ることができるが、これを生きたものにするためには、市民の参加が不可欠である。また、社会と都市とが激しく変化している現在において、平等で融合された都市社会の形成のためには、異なる立場の住民すべてにとって、自分の声が市政に反映されていると実感できる制度であることが特に重要である。市民社会を強化するには、実際の市民の生活の場で責任を持って活動する人の力を、フルに発揮できる環境の整備が前提となる。

### 活動事例:ライプチヒ市の住民グループによる中心市街地再開発

ライプチヒ市は、住宅の所有を促しながら、中心市街地の開発を行う新しい方法を生みだしている。 住民のグループが、中心部の歴史的家屋を修理したり、中心部の隙間更地に新住宅を建設したりすることによって、民間主導の下で都心部の再開発を進めている。これからは、このモデルを他都市で どのようにして利用できるかを調査し、普及活動を行っていく。

#### ② 生活のチャンスを増やし、社会的連携を強化する社会的都市

都市は、住民の社会的連携によって形成される。都市においては、社会参加のチャンスもあるが、問題もある。都市は、歴史上、人に平等のチャンスを与える場、社会に参加できる場、そして人と人とが分かち合う場として発展してきた。つまり都市は融合の場である。欧州の都市のこの力を現在の課題に適応させるために、新たに発展させる必要がある。社会における平等を促進することが重要であり、特に社会的弱者に注目しなければならない。「全国都市発展政策」は、この分野においては連邦政府が支援する別のプログラム「社会的都市・Soziale Stadt」と連携している。

活動事例:ケルン市の地区における教育環境を住民と共に考え、発展させる場

ケルン市内の区である「旧市街北区 Altstadt Nord」における、6つの教育機関を中心とした生活環境及び学習環境を改善することを目指す事業。自発的な学習、または共同学習ができる教育環境の形成を促進する。教育機関の教育学上の改善を基盤に、建物そのものを改善し、地区全体の環境向上及び社会的な発展に結びつけることで、地区全体の発展を促進する。

## ③ 経済発展のエンジンとなる都市

都市は、経済が発展する場所である。地元、地域、国際的な市場、交通拠点であると同時に、多様性にあふれる移民や融合の中心であるため、革新をより多く生み出せる場となっている。情報・知識経済への産業及び社会の変革は特に都市部で進んでいるため、将来の経済的、社会的及び環境における変革も、主に都市部で実現することとなる。

したがって、都市は、仕事そして生活の場として強化されることが必要である。

### 活動事例:エッスリンゲン市の産業地帯更新(シュツットガルト市の南部;人口約9万人)

市内にある「新ネッカー川流域平原産業地帯」は、約 50 年間の歴史がある工場や企業が数多く集まっている地区である。全地区の職場環境の魅力を高め、現代の要求に合わせるため、市当局、民間企業、そしてそのために採用された「地区管理人」が、地域の競争力を高め、エッスリンゲン市と近隣の持続可能な発展を促すことを、共同作業で目指している。

## ④ 明日の都市を創出・気候保護と地球的責任

都市にとっては、持続可能な開発戦略が今最も必要となっている。エネルギーの需要は、都市とその郊外に集中し、気候保護対策は都市から考えなければならない。欧州の都市で見られる人口密度の高い居住構造は、人口密度の低い郊外や分散された居住形態に比べ、エネルギー節減対策や再生可能なエネルギー源の開発に適している。「全国都市発展政策」は、持続可能な発展の推進を特に支援することとしている。

#### 活動事例:エネルギー・気候保護・環境デザインセンター

ルトヴィヒスブルク市(シュツットガルト市の北部、人口約8万人)において、エネルギー節減や再生可能なエネルギー利用を促し、気候保護対策を推進し、そして総合的で環境にやさしいデザインの知識の集積を支援する施設の形成。このセンターは、市の担当部局、地域の企業や学術機関の共同参加により、多くの可能性を持つこの分野においてできるだけ経済価値を生み出し、地域にすでにある知識とうまく連携することを目標としている。

#### ⑤ 美しい都市:都市の物理的環境・建築文化

物理的環境に関しては、人間のニーズに応えるような形でできている都市は、強いアイデンティティと結びついている。住民は、自分の家が好きで、住んでいる場所が好きである場合には、隣の人の考えや抱えている問題にも関心を持つこととなる。また、都市の広場等、住民が共有する場所は、社会に参加できる場であり、その現れである。市民が意思疎通や交流を行う場所は、都市の大事な機能

である。道路や広場が魅力的でれば、住民の交流を促し、中心地を安定させ、伝統的な価値を強調することができる。歴史的な建築物に対する考え方については、その歴史的な価値を認識した上で現在のニーズにも応え、場合によって新しい解決を受け入れるという両方の要素を併せ持つ必要がある。美しい都市を目指す建築文化戦略は、都市の過去、現在と将来と結びつける。

### 活動事例: ノルトライン・ヴェストファーレン州 (NRW 州) の建築環境に対する啓発事業

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、いくつかの都市で、住民が自分の都市に対して、「物理的環境を新たに見つめ直す」という事業を通じて、都市の生活環境を改善するために、どのような活動が必要かという議論が始められている。ここでは街の中で、額のような「視るステーション」を 2~3 週間置くことで、建築環境の成功例や失敗例を新たに住民に認識させている。この事業は、「欧州の建築文化センターEuropäisches Haus der Stadtkultur」により支援されている。NRW州は、国際建設展覧会開催を通じて、建築文化への取り組みが全国でも特に進んでいる州である。

# ⑥ 都市と地方の関係・都市の将来は地域とともにある

都市が、経済発展のエンジンや革新の出発点として成功するには、周辺地域を意識していることが不可欠である。都市が単独ではなく、地域の中で活動するには、広域での調整や協力が必要であり、それに政治、行政、企業や市民組織が参加する必要がある。この分野においては、改善が特に求められている。気候保護、交通、居住地域拡大、中心市街地の再開発などについては、地域レベルで考えなければならない。

広域における協力は、必ず新たなに行動が必要になるというわけではなく、すでに形成されている制度があることも多い。「全国都市発展政策」の下では、地域の協力が付加価値を生む先進事業を促進し、新しい協力の形態を実証し、将来の地域形成に貢献するものとしている。

活動事例:ベルリン都市州・ブランデンブルク州における都市と地域の協力についての対話

ベルリン都市州とブランデンブルク州は 2009 年に法的拘束力を持つ共同土地開発計画 (Gemeinsamer Landesentwicklungsplan Berlin-Brandenburg, LEP B-B)を採択した。この下では、ベルリン都市州内とブランデンブルク州にあるベルリン郊外について、定期的に協議を行う機関として、「地域間近隣フォーラム Kommunales Nachbarschaftsforum」を設立した。このフォーラムには、(ベルリン都市州とベルリンの区を含む)70自治体以上の地方自治体が参加し、東西南北方面別に4つのグループに分けられている。フォーラムでは、人口変動や人口減少、大都市と周辺自治体の問題、都市近隣の農業、大規模な文化的景観などについて、多くの関係者を混じえて協議を行い、どの分野でどのような形での活動が必要かを検討している。

### 【参照】

http://www.nationale-stadtentwicklungspolitik.de/cln\_016/nn\_251562/DE/NationaleStadtentwicklungspolitik/Schwerpunktthemen/schwerpunktthemen\_node.html?\_nnn=true